項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
1	西平山地区の地権者です 西平山地区に関しての意見です。 今後の進め方方針（原案）P16. 図 15 において、西平山地区は現行事業計画 +30 年の結果があります。 事業を確実に完成されることを前提とした期間であれば、自身の土地かいつ頃移転及び使用収益停止される等、ここに具体的に提示いただきたい。 ※図２５を明確に説明いただきたい 住宅も老朽化しており、早期に移転したいと願っている。 また整備順序も住宅移転対象者の区画道路の改修を優先的に計画いただきたい。 特に地区西側の既存道路は車両すれ違いも出来ないこと、夜間が非常に暗く危険に感じている。 ついては要面的整備エリアⅠを最優先事項にしていただきたい。 事業が遅れると、物価上昇もあがり事業費を更に圧迫するため、住宅移転を優先していただきたい。 3.3.2 は、八王子との橋にあわせて優先度を後にしていいと思う。	事業の完了に向けた中長期的なスケジュールを、令和 8 年度下半期に説明会などによる説明できるよう準備を進めております。ご指摘の図 25 等を用い、5～10 年単位を目安とした整備時期をお示ししていく予定です。これをもとに、お住まいの地域がどの時期に整備されるのかを確認していただき、住宅の修繕や建て替えなど、今後の生活設計などについて検討していただくとともに、個々のご事情に応じた対応ができるよう個別にご相談を承ります。また、移転整備の時期が近づいた際には、改めて具体的な整備スケジュールや移転・補償に関する説明会を開催する予定です。 土地区画整理事業では、道路と下水道などのインフラを同時に整備します。そのため、排水を考慮して下流側から、またインフラを設置する幹線道路から整備することが合理的です。 工程再整理でも、検討の結果、日 3・3・2 号線（日野バイパス延伸）や雨水排水の幹線ルートといった基幹インフラの先行整備を基本とし、これを基に各エリアのスケジュールを整理しています。そのうえで、地域ごとの地形などもふまえて、それぞれのエリアの整備スケジュールを整理しています。 日 3・3・2 号線（日野バイパス延伸）については、令和 7 年 8 月に相武国道事務所が主催して II 期区間（浅川を渡り八王子市北野町までの区間）の設計説明会が開催され、国からは予算が確保され次第順次整備に着手する旨の説明があったことから、土地区画整理事業による用地確保を着実に進めるべき時期にあると考えております。	進め方方針への反映は行いません。
2	その他も色々とございますが、下記について、強く意見を申し上げます。 ３.４． 方針④ 事業期間中の安心な生活環境の確保 ペルソナをたてておられるのは、よくあるパターンとは思いますが、本当に個々の生活があり、当事者意識を市の職員の方々がお持ちくださっているのか甚だ疑問です。 我が家は、主人が 45 歳の時に仮換地の指定を受けました。その時の職員の方がおっしゃった言葉は、今も忘れられません。「お宅はまだ若い	今回実施した事業計画の総点検により、事業完了までのスケジュールを再整理し、完了までの資金計画が成り立つことが確認できたことから、市としては、完了に向けて着実に事業を進めてまいります。 ご自宅の修繕や維持管理はご自身で実施していいただく必要がありますが、事業による移転・整備の時期の見通しがわからず、修繕などの時期を決められないという点に対しては、事業の中長期的なスケジュールをお示した上で、個別にご相談をお受けすることで、個々の生活に合わせた対応をしていく必要があると考えております。	進め方方針への反映は行いません。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	から良かったですね」とおっしゃいました。その主人は、昨年 6月に 70歳で亡くなりました。「若いから良かった」という言葉は、どこに帰着したのでしょうか。 この 25 年、建替えもせず、この 10 年くらいは主人は病を得て、工務店さんに修繕を細々と相談しても、いずれ区画整理になるなら、大掛かりなことは今はしないほうが良いと言われ続け、そうこうしているうちに、主人は亡くなりました。こうした個々の家庭にある背景はペルソナでは拾えないと思います。そのことは、区画整理にあたる職員の方々は肝に銘じていただきたいと切に願います。 下水道も引かれていない、浄化槽はどんどん古くなり部品がないと言われ直すにも直しようがなくなる、プロパンガスのガス代は都市ガスの倍はかかる、年をとっても灯油をガソリンスタンドに買いに行く、持ち運びができない年齢になると高くては巡回の灯油販売に頼らざる得ない、でもその巡回の車も事業者が高齢化して、いつまであるかはわからない。その他、たくさんのそうした生活面での大きな負担をいつまで抱え続ければ良いのでしょうか。 市にお金がないことは理解します。ただ、区画整理が進んでいく地域もエリアもあり、その差に私たちは何も関われず、手立てなく、ただ、待つことしかできないこの 25 年でした。でも、市は実際にここに暮らしていなければわからない様々な負担に対する補助には手を出しません。浄化槽が壊れたら、入れ替えは自分持ちですよね。耐震工事をせずに、万が一何かあったら、命は自分持ちですよね。そうしたことをいつも感じながら、暮らしている市民がいることを本当の意味でどこまで理解してくださっているのでしょうか。 せめて、進まないなら、最低限の暮らしの保証(下水道や都市ガスの整備、できないなら浄化槽の入れ替え補助、プロパンガスエリアへの都市ガスとの差額補償、遅れた分の補償、リフォームの補助、住替えの補助、等々、該当エリアの市民が抱えてきた生活面でのリスクや負担をどのように考えているのか、具体的にどのように対応していくのかを明確に示していただきたいと思います。	また、下水道が未整備の区域があることは喫緊の課題と認識しており、皆様から早期整備を望む切実な声をいただいていることをふまえ、今後の下水道の優先整備についても検討してまいります。 ご指摘のペルソナについては、事業開始以降に実際に皆様からいただいた様々なご意見を分析し、ペルソナとして複数作成いたしました。実際にあったケースをもとに、今後、市として対応すべきことがらを、多様な状況に対し、きめ細やかな対応策を事前に検討することができるよう作成したものです。 令和 8 年度下半期に開催する説明会などで中長期的なスケジュールをお示ししたうえで、個々の生活に直接かかわることなど、個別にご相談を受ける中で、ご意見やご質問をお聴きし、必要な対応を検討していきます。	

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	区画整理をやめるなら、さっさとやめれば良かったのではないですか。 いつまでも引きずって、最後になってお金がないから、伸ばしますですか。 正直なところ、無責任極まりないと思うしかありません。市民の暮らしをなんだと思っているのでしょうか。たまたま、そこに住んでしまったのが運が悪かったという言葉では済まされないと思います。先のわからない暮らしをいつまで私共に強いるつもりですか。 正直なところ、怒りと共に、呆れるとしか言いようがありません。 東八道路の伸延だって、一体いつになるかわかりませんし、本当に必要でしょうか。この先、農業はもっと重要になっていく時代に、今の計画を見直すなら本気で見直し、未来の日野市のことを考えるべきです。幸い、西平山には農地がまだ仮換地という名目の上で残っています。最低限の消防車、救急車の入れる道路整備、都市ガス、下水道の整備、区画整理を長く待つ間に老朽化した家屋への補償等々、やることの規模の縮小と、今、ここに暮らしている市民の生活の利便性をあげることを目的に、考え直してはどうですか。 決まっているからやるというのは、もっとも愚行ですよね。今、見直しができるチャンスであれば、誠心誠意、市民の暮らしを第一に考え、見直してください。本当の意味で、市の未来、西平山という開発の遅れすぎた(日野のチベットと言われていることはよくご存知かと思います)エリアを逆手に取った整備をどうぞ早くに進めてください。 25 年、待っている間に人間は死んでしまうこともあるのです。そうした人の人生の重みをよく考えて、どこのコンサルさんが出したのかはわかりませんが、簡単にペルソナとか出してほしくはなかったなぁと心から思います。せめて、待っている全世帯にヒアリングをして、その対応をまとめるくらいの重みのある仕事をしていただきたい。今後の市の誠意ある事業の進め方を切に願います。 何とぞよろしくお願い申し上げます。		

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
3	私は西平山地区の地権者ですが、事業の停滞に強い危機感を抱いております。 現在、区画整理が進まないことで土地の売却・処分が困難な中、相続が発生しました。売却不能な状況にもかかわらず高額な相続税が課され、納税資金を工面できず、やむなく農地の納税猶予を選択しました。しかし、猶予を受けると終身営農が義務付けられ、事実上、職業選択の自由が奪われた状態です。市単独での対応が困難であれば、一刻も早く都や国へ支援を要請し、事業を完了させてください。地権者の窮状をご理解いただき、速やかな進展を強く要望いたします。	今回実施した事業計画の総点検により、事業完了までのスケジュールを再整理し、完了までの資金計画が成り立つことが確認できたことから、市としては、完了に向けて着実に事業を進めてまいります。 事業の完了に向けた中長期的なスケジュールを、令和 8 年度下半期に説明会などで説明できるよう準備を進めております。これにより、所有地がどの時期に整備されるのかを確認していただき、今後の生活設計などについて検討していただくとともに、個々のご事情に応じた対応ができるよう個別にご相談を承ります。また、移転整備の時期が近づいた際には、改めて具体的な整備スケジュールや移転・補償に関する説明会を開催する予定です。 土地区画整理事業の財源である国・都からの補助金についても、最大限確保できるよう引き続き努力してまいります。	進め方方針への反映は行いません。
4	私は豊田南地区の土地区画整理事業の地権者です。事業の長期化により、清算金が不確定なまま将来負担が増えるリスクに不安を感じています。入間市では、高齢者に 1300 万円の清算金が突然請求された事例もあります。遅延は施行者である市の責任であり、長期化要因のリスクを地権者に負わせる事は不当です。以下の対応を求めます。 ・市が一定のリスクと経済負担を負うこと ・清算金の基準を現行の事業終了予定時点の価値で固定化し、即清算できる制度の策定 ・固定が困難でも上限額を定め通知すること ・現在の見込み額を通知すること 問題の先送りは清算金回収不能リスクを高め市民の不利益に繋がります。市の迅速な対応を強く求めます	土地区画整理事業における清算金は、それぞれの土地の事業前後の評価の均衡を、減歩とともに調整するものです。一般には、事業後の評価は事業が完了した状態で算出すべきものとされていることから、事業の終盤で実施します。 仮清算という制度もありますが、完了時点で再度清算が必要で、仮清算時点で実施する評価と完了時点の評価に差をもとに、再度、追加徴収・追加交付なども必要となり、現実的ではないと認識しています。 なお、清算金は、事業区域内の土地それぞれの評価の均衡をとるためのものですので、増えた事業費を権利者から徴収するなど、事業費が増加したことを原因として清算金額が増加することはありません。清算金など土地区画整理事業の制度などについては、区画整理だよりなどであらためてお知らせしていきます。	進め方方針への反映は行いません。
5	居住民の安全・安心を重視し、行き止まり（通行不能）を早急に無くすべきと考えます。 すでに車両が通行できる道に手を加えるのではなく、居住民の苦痛解消を優先して、交通網の整備を進め、新たな区画に前向きかつ安心して通行・居住できる環境づくりを一日も早く願っております。	土地区画整理事業では、下水道整備（生活排水・雨水排水）などインフラ整備と同時に道路整備を進めています。このため、下水道などインフラを設置するための幹線道路をまず整備する必要があり、また、排水先となる下流側から整備していくことが一般的です。 このため、今回事業工程を再整理している中でも、検討の結果、雨	進め方方針への反映は行いません。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
		水排水の幹線ルートといった基幹インフラの整備を先行させることが合理的と判断し、整備手順の基本的な考え方としました。そのうえで、地域ごとの地形などもふまえて、それぞれのエリアの整備スケジュールを整理しています。 それぞれの生活環境を早期に改善できるよう、事業を着実に進めてまいります。なお、令和８年度下半期に開催する説明会などで中長期的なスケジュールをお示ししたうえで、個々の生活に直接かかわることなど、個別にご相談を受ける中で、ご意見やご質問をお聴きし、必要な対応を検討していきます。	
6	浄化槽の水がそのまま流れており、街に下水のにおいが充満している。下水道は先かもしれないが、雨水管を早く地中に埋める。もしくは臭いが漏れないよう蓋を全て被せるなどの欲しい。網になっている箇所が非常に臭いが強く、不快。	ご要望のありました浄化槽の排水の臭いにつきましては、現場の状況を確認し対応策を検討いたしますので、区画整理課まで直接ご連絡ください。 下水道は、排水先の下流側から道路整備と合わせて順次進める必要があり、これまでもその方針で整備を進めてまいりました。 今後は、事業の長期化に対応するため、道路整備に当面着手しないエリアにおいて、下水道を優先して整備できるよう、技術的・費用的な検討を進めていきます。	進め方方針への反映は行いません。
7	資料の方で、下水道については先行整備と記載があった。是非実施いただきたい。また各地区ごとの整備完了目安も説明会等で共有いただきたい。	ご要望のありました下水道の先行整備につきましては、皆様からの切実な要望としていただいております。今後、道路整備に当面着手しないエリアにおいて、下水道を優先して整備できるよう、技術的・費用的な検討を進めてまいります。 地区ごとの整備完了時期の目安については、令和８年度下半期に開催する説明会等にて、現時点での「エリア別の整備スケジュール」を提示する予定です。これにより、お住まいの地域が将来どのように整備されるか、大まかな流れを掴んでいただけるようにいたします。	進め方方針への反映は行いません。
8	豊田駅の南口は建物が取り壊されてから何も立たない状態が続いている。活気のある街にするためにも早期に整備いただきたい。スーパー等買い物ができる施設があると利便性が高まる。	豊田駅南口周辺は、日野市まちづくりマスタープランにおいて「三大拠点」として、土地区画整理事業による駅前広場の整備や道路整備にあわせて、「地域に親しまれる商業空間の形成」を進めることとされており、スーパーマーケットをはじめ様々な商業施設が立地可能な都市計画を定めております。	進め方方針への反映は行いません。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
		ご要望のスーパーマーケットの誘致には、ある程度広い敷地が必要である一方、豊田駅南口周辺は土地が細分化されていることから、スーパーマーケットの立地に適した規模の敷地がない状況にあります。 これまでも土地の共同利用などを地権者の皆様に働きかけてまいりましたが、残念ながら実現した事例は少数に留まっているのが現状です。 現在の土地の状況では直ちに実現することは困難ですが、引き続き、地域の皆様のニーズを踏まえた魅力ある土地利用が実現するよう、働きかけを続けてまいります。	
9	豊田南地域については完了まで 40 年と他地域と比べても時間がかかるように思われる。一方で事業費ベースでみると進捗率は他地域と比べても若干高い(今後の進め方資料 p2)。進捗率が高いにもかかわらず、完了が遅いと後回しにされているような印象も受けるが、なぜ豊田南は特に時間がかかるのか？	ご意見の通り、進め方方針（原案）2 ページに記載されている豊田南地区の進捗率は 76.2%となっております。これは、現行事業計画の総事業費（約 440 億円）に対する、令和 5 年までに支出した事業費（約 335 億円）の割合を示したものです。これまでに工事費や物価高騰で費用が増加し、既執行額が膨らんでいたため、実態より高く表示されていました。 今回、事業計画の総点検をし、事業費の再算定をしたところ、豊田南地区の総事業費が約 709 億円に増える見込みとなりました。この事業費を基に算出した豊田南地区の実質的な進捗率は、令和 6 年時点で約 47.7%となります。 この旨を進め方方針に記述し、資料を追加させていただきます。	「進め方方針（原案）」の段階では、現行計画上の総事業費 1,270 億円を基にした進捗率のみ記載しており、総点検の結果として再算定された 1,919 億円を基にした進捗率も「進め方方針」に反映します。
10	今後の事業については逐次コミュニケーショを行うとあるが、具体的にはどれくらいの頻度になるのか? また短期的な目線だけでなく、長期的な計画の変更についても逐次ご連絡いただきたい。	まずは、令和 8 年度下半期に事業の進め方に関する説明会を開催する予定です。あわせて、個別相談も随時受け付けておりますので、個々の状況をふまえて適切な対応をしていきます。 これまで、整備予定時期のお知らせは、5 か年計画として、地区別に当面 5 年間程度の整備予定箇所をお知らせするに留まっておりましたが、今後は、地区内のそれぞれのエリアの整備予定時期がいつごろとなるか、概ね 10 年程度を単位としてお知らせする予定です。 また、5 年を目途に定期的に資金計画等を点検し、事業工程を見直	進め方方針への反映は行いません。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
		し、その結果を「区画整理だより」等を通してお伝えしていくことを考えております。	
11	○要望意見の主旨 私の所有する土地については、移転せず、現在地に残る形の対応を希望します。 ○当該土地の概要 私の所有する土地（農地）は、日野本町 6-3-9 にあります。地目は、登記上は田ですが現況は畑です。地積は、218 ㎡です。位置は、仲田小北門の北側にあり、クランク状道路に接する角地です。 ○経過 この区画整理の当初案では、予定道路が大きく当該土地内に入り込んでいました。そのため、やむなく現在地よりかなり東側に新設される街区に移転せよ、という内容でした。しかし、長い工事期間を踏まえて、街区や道路などの見直しが実施されました。現在の整備計画では、この街区については、現状道路がほぼ残された形になっています。つまり当該土地の現況には、形状などほとんど変化がなく、そのまま使用できる状況であり、移転する必要性がなくなっていると思われます。 ○要望意見 今回の見直しの趣旨を伺いますと、①工期の大幅な延伸と②事業費の大幅な増額への対応、となっています。とすれば、移転する土地等を減らし、現況を活かす箇所を残した方が有効であると考えます。加えて私の方でも、現在、当該土地を農地として有効活用していますので、このまま使用できればありがたいのです。その際、減歩等がかかるのであれば、その見積金額を別途支払する対応ができればよいと考えます。結論として、当該土地については、移転ではなく、現在地に残していただくよう希望します。	土地区画整理事業の換地設計は、地区全体を一体として計画していくことから、特定の土地について、個々の事情やご要望のみで計画を変更することはできません。また、現状の換地設計は、各地区とも複数回の縦覧・意見書の受付などの機会で、検証しながら決定したものであることから、変更は困難と判断しております。　今回の「進め方方針（原案）」に対するパブリックコメントは、事業全体の今後の進め方についてご意見を伺うものです。個別の土地に関するご要望・ご相談は、区画整理課までご連絡ください。	進め方方針への反映は行いません。
12	西平山の区画整理事業地の土地を相続により保有することになった者です。 賃貸住宅建設にあたり住宅金融支援機構に相談しましたところ、以下のような回答がありましたが、日野市として何らかの対応は可能でしょう	土地区画整理事業により建物を移転していただく際には、建物を基礎から切り離して換地先へ移動させる曳家工法を原則としますが、周囲の土地の状況や換地先との高低差、事業工程上の都合等により曳家が難しい場合は建物を一度解体していただいてから換地先で再建築し	進め方方針への反映は行いません。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	か。 対象地へのアパート建設は仮換地前の従前の土地に賃貸住宅するものですが、区画整理計画が延期しているため、仮にご融資となった場合でも将来的に返済期間中に計画が進行した時には建設した賃貸住宅を解体する必要が出てきます。そういったリスクがある以上、融資対応はできません。 なお、従前の土地に建物を建設しても解体される恐れがないことを日野市で確約していただける等の事情がありましたら再度ご相談ください。	ていただく再築工法とさせていただいております。 どちらの工法によって移転をしていただくかは、実際にご移転をしていただく前に建物調査をさせていただきその時点の周囲の土地の状況等を加味して工法を決定いたします。従いまして、現時点で「従前の土地に建てた建物について解体の必要がない」旨を確約することはできません。 なお、移転に際して建物に抵当権が設定されている場合は、抵当権者と協議の上、同意書等を取交し、従前の建物を解体していただく場合もあるなど、個別の状況を伺いながら対応させていただいております。 個別の土地に関するご要望・ご相談は、区画整理課までご連絡ください。	
13	日野市施行豊田南土地区画整理事業の今後の進め方方針を受けて １．総点検の事業長期化要因について 事業の長期化した要因分析が記載されており、その中で「外部環境の変化のみならず本市固有の要因が複合的に絡み合った結果・・・・決定まで 10 年前後を要した地区もあった・・・・」とありますが、もう少し深い分析結果をお聞きしたいです。例えば、内部不正問題、寺坂道路と日野 3.4.15 号線交差の面倒なヶ所は後回しにする計画問題、市職員の育成計画不備による職員知識不足問題ほか等の因果関係はどうだったのでしょうか。 ２．計画的まちづくりの歩みについて 整備の優先順位を定めることは賛成です。しかし、何を優先するのか⁉は市民の意見を多く聞き、行政よりの方針優先だけの判断は慎重にお願いしたいと思います。 豊田駅を中心とした日野 3.4.15 号線は豊田地区住民のみならず駅への利用者・通過者を含めた豊田中段の東西を結ぶ重要な幹線道路＝生活道路です。 その道路がなぜ、「工程組み立ての基本的な優先順位―①　基本インフ	事業長期化の要因につきましては、バブル経済崩壊後の社会経済情勢の変動や人件費・資材費の高騰といった外部環境の変化に加え、事業開始当初に事業費を抑制するための設計見直しに時間を要したことなどが複合的に絡み合った結果であると認識しております。 その上で、外部環境の変化以外の長期化要因として、市としては以下の 2 点であると考えております。 一つ目は、事業対象地の特性とまちづくりの手法に由来するものです。現在施行中の 4 地区は、いずれも、日野市内外を広域に結ぶ交通ネットワークとしての、日野バイパスや多摩都市モノレールの経路にあたり、その周辺には道路や下水道など生活インフラが脆弱な市街地が広がっていたことから、単に用地買収による整備ではなく、面的に整備を要する状況でした。道路整備や市街地整備を一体的に進めるという都市計画上の要請から、施行地区を広く設定することが必要でした。加えて、その多くが既成市街地であり、権利者の皆様との合意形成や建物移転等に多くの時間を要しました。これは、対象地が農地中心であった他の完了した土地区画整理事業と比較して、事業の難易度を著しく高める要因となりました。 しかし、日野バイパスや多摩都市モノレールの開通といった当時の	事業長期化の内部要因の説明が不十分であったことから、進め方方針に①「事業対象地の特性」及び②「事業計画見直しの長期未実施」を追記します。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	ラ及び下水道（雨水・汚水）の整備」に位置付けられないのでしょうか!? 区画整理計画による豊田南地区の下水道計画は、ねぐるみ坂を利用する区域と寺坂を利用する区域の二つの区域に分ける計画と聞いております。 下水道計画を含み生活に密着した東西を結ぶ唯一の幹線道路としての日野 3.4.15 号線の開通が豊田地区では不可欠です。　にも関わらず単に、基本的な優先順位「③の都市計画道路の整備」に入っているのは何故でしょうか!? 日野市が、いかに寺坂と日野 3.4.15 号線の交差問題を嫌がって後回しにしているか!?　ではないでしょうか。 基本的な優先順位の見直しを検討して頂き「①基幹インフラ及び下水道の整備」枠に日野 3.4.15 号線の整備　が入れるよう要望いたします。 ３．最後に 豊田南土地区画整理事業に関して現在の日野市職員の方々には、親身な対応をして頂きありがとうございました。 人事異動もあるでしょうが今後とも引き続きよろしくお願いいたします。	市街化圧力の下、スプロール開発を防ぎ、安全・衛生的な生活環境を確保し、計画的な市街地整備を行う上では必要な措置であったと判断しております。 二つ目は事業計画の見直しを長期にわたり実施していなかったというものです。4 地区とも、平成初頭の事業着手当初に事業費を抑制するための見直しを行い、平成 10 年代前半までに現行の事業費となって以降、20 年程度事業費の見直しをしていませんでした。この間の人件費や物価の変動、造成方法や移転工法の変更による工事費等の変動が事業費に反映されてなかったことにより、限られた財源で事業を継続する中で進捗の鈍化につながってきたものと考えております。 このことから、「進め方方針」においては、定期的に事業費を見直し、区画整理だよりなどでお知らせしていくことと位置付けております。 ご指摘の「内部不正問題」、「寺坂道路と日野 3・4・15 号線が交差する難所の後回し計画」については、事業長期化に対する直接的な要因であるとは考えておりません。 今回見直しをした事業スケジュールにて事業を完了させるには、年間の事業規模を現在の 2 倍程度に引き上げる必要があります。そのため、事業を委託している公益財団法人東京都都市づくり公社と一緒に体制を強化し、専門的知識の深化など人材育成にも注力していきます。 日 3・4・15 号線の整備にあたって、地形や地域特性など、考慮すべきことがらがあることから、引き続き慎重な検討が必要と考えておりますので、ご意見として承り、今後の検討・合意形成の参考とさせていただきます。	
14	１．防災対策として、市防災ガイドブックに記載の豊田 4 丁目断崖部の崩落改善の実施 ２．通学道路の安全対策として、豊田 2 丁目 53 交差点より用水路に沿った通学路の改善	「１．防災対策として、市防災ガイドブックに記載の豊田 4 丁目断崖部の崩落改善の実施」について、事業開始当初には指定のなかった土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）等への対応など、崖線部をかえる地形的な特徴をふまえて事業を進めることについての検討してまい	進め方方針への反映は行いません。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	3．豊田駅前をロータリーを中心としたシンボルドーロに日陰が出来る街路樹を（電車の中から見える桜並木がベター）緑と清流の町豊田のイメージ 豊田南地区区画整理事業が終わる 40 数年後、孫、ひ孫、の時代、豊田に住んで良かったと感じる町作りをお願いします。	ります。 「2．通学道路の安全対策として、豊田 2 丁目 53 交差点より用水路に沿った通学路の改善」について、豊田下地区センター近くの幅員が狭い区間で、令和 8 年に水路安全対策工事を実施し、歩道を拡幅する予定あり、その他の区間は必要に応じて安全対策をしていきます。 「3．豊田駅前をロータリーを中心としたシンボルドーロに日陰が出来る街路樹を（電車の中から見える桜並木がベター）緑と清流の町豊田のイメージ」については、ご意見として承ります。当面の間、権利者の生活に必要な道路の整備・建物移転などを優先して実施していくことから、街路樹などの整備の検討段階において参考とさせていただきます。	
15	1．区画整理事業が、どうしてこんなに長期間の事業になったのか。 事業の期間が長すぎて、人の一生を超えるような長さでは、あきらめが先に来てしまうのではないか。見直す機会があったかと思うが、なぜずるずるときてしまったのか。外部状況だけでなく、市の姿勢を見直す点はないのか検討してほしい。 2．豊田駅南口の様子は、あまりに酷い。豊田の顔というべき駅前が、工事現場の跡地のようだ。区画整理が終わってからということは無いにしても、早急に暫定整備をすべきではないかと思う。まずは要望を集めてほしい。広場が欲しい、バス停の屋根が欲しい、ベンチが欲しい、トイレが必要等々が聞こえてきます。車が通るばかりの広場ではなく憩える場所にして欲しい。	事業長期化の要因につきましては、バブル経済崩壊後の社会経済情勢の変動や人件費・資材費の高騰といった外部環境の変化に加え、事業開始当初に事業費を抑制するための設計見直しに時間を要したことなどが複合的に絡み合った結果であると認識しております。 その上で、外部環境の変化以外の長期化要因として、市としては以下の 2 点であると考えております。 一つ目は、事業対象地の特性とまちづくりの手法に由来するものです。現在施行中の 4 地区は、いずれも、日野市内外を広域に結ぶ交通ネットワークとしての、日野バイパスや多摩都市モノレールの経路にあたり、その周辺には道路や下水道など生活インフラが脆弱な市街地が広がっていたことから、単に用地買収による整備ではなく、面的に整備を要する状況でした。道路整備や市街地整備を一体的に進めるという都市計画上の要請から、施行地区を広く設定することが必要でした。加えて、その多くが既成市街地であり、権利者の皆様との合意形成や建物移転等に多くの時間を要しました。これは、対象地が農地中心であった他の完了した土地区画整理事業と比較して、事業の難易度を著しく高める要因となりました。	事業長期化の内部要因の説明が不十分であったことから、進め方方針に①「事業対象地の特性」及び②「事業計画見直しの長期未実施」を追記します。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
		日野バイパスや多摩都市モノレールの開通といった当時の市街化圧力の下、スプロール開発を防ぎ、安全・衛生的な生活環境を確保し、計画的な市街地整備を行う上では必要な措置であったと判断しております。 二つ目は事業計画の見直しを長期にわたり実施していなかったというものです。4 地区とも、平成初頭の事業着手当初に事業費を抑制するための見直しを行い、平成 10 年代前半までに現行の事業費となって以降、20 年程度事業費の見直しをしていませんでした。この間の人件費や物価の変動、造成方法や移転工法の変更による工事費等の変動が事業費に反映されてなかったことにより、限られた財源で事業を継続する中で進捗の鈍化につながってきたものと考えております。 このことから、「進め方方針」においては、定期的に事業費を見直し、区画整理だよりなどでお知らせしていくことと位置付けております。 豊田駅南口は、権利者の皆様のご協力により、平成 29 年 3 月には駅前広場の一部を先行整備しバスの発着もできるようになり、利便性も向上していることから、当面の間、生活に不可欠な道路・下水道の整備・建物移転を優先し事業費を投資したいと考えております。駅前広場の整備時期は、周辺の移転整備の進捗を見て判断していくことになりますが、それまでの間も、安全対策などについては適時対応していきます。	
16	西平山地区の地権者です。 当初計画から 34 年、更に 30 年延長では、地権者が 2 代 3 代に渡ってしまう。現在、区画整理が進まないことで土地の売却・処分が困難な状況で、実質的な行政による資産凍結の状況です。 地権者の高齢化が進み、相続がすでに発生、または 30 年の延長では、近々に確実に多数の相続が発生することになり、被相続人が相続税が払えない状況になります。その場合、日野市による適正価格での不動産の買い上げを強く要望します。	事業の完了に向けた中長期的なスケジュールを、令和 8 年度下半期に説明会などで説明できるよう準備を進めております。これにより、所有地がどの時期に整備されるのかを確認していただき、今後の生活設計などについて検討していただくとともに、個々のご事情に応じた対応ができるよう個別にご相談を承ります。また、移転整備の時期が近づいた際には、改めて具体的な整備スケジュールや移転・補償に関する説明会を開催する予定です。 土地区画整理事業は、減歩をいただきながら敷地の形状などを整理	進め方方針への反映は行いません。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
		していく事業であり、市が土地を買収する制度はありませんが、土地利用に関するご要望・ご相談は、区画整理課までご連絡ください。	
17	豊田南地区区画整理事業について。 完了までに、今後 43 年もかかることに納得できません。私は 1 丁目だからいいのですが、4 丁目の人はすでに 30 年も我慢しているのですから、耐えられない気持ちだと思います。旭ヶ丘と西平山を結ぶ道路に 30 億円かけて工事再開するより、遅れに遅れている区画整理を優先してほしいと思います。 豊田南地区の区画整理が進まないのは道路のせいでしょう。大仏さんのところで線路に伸ばし現状の道路を拡幅するなど計画変更するなどして 4 丁目の区画整理を優先していただきたいです。	今回の総点検の中では、実現可能な整備工程の検討と合わせて、事業期間を短くするため、年間の移転・整備ボリュームを増やすことも検討しましたが、単年度の事業費や借り入れなどの負担が大きくなり事業収支が成り立たず、また、年間実施可能な工事施工量に限りもあることから、極端な事業期間の短縮ができないとの結果となりました。 事業完了までのスケジュールを再整理し、完了までの資金計画が成り立つことが確認できたことから、市としては、完了に向けて着実に事業を進めてまいります。 一方で、事業の長期化に対応して生活環境を改善するため、道路整備に当面着手しないエリアにおいて、下水道を優先して整備できるよう技術的・費用的な検討を進めていきます。 都市計画道路は、市施行 4 地区それぞれで道路の将来管理者と協議し、用地確保や道路築造など事業において実施する項目を事業計画に位置付けています。広域的な交通の流れを考慮して決定されていることから、見直しにあたっては市内外の交通ネットワークや交通量をふまえた検討が必要となります。今後、都市計画の見直しが必要となった場合は、事業においても所要の対応をしてまいります。	進め方方針への反映は行いません。
18	２０１０年より該当地域に再転入の高齢住民です（将来５ｍ自宅バック移動対象者）この度の通知内容と住民の声や意見募集にうれしく思っております。しかし、本事業完成は表記より＋１０年、５０年後と感じました。工事の進行に伴う空き地になっている場所の計画実行はどうなるのか問い投稿させていただきます。 ＜提案＞ ①　災害避難兼緑地計画地 同上の予定により現在西平山３丁目地でもビニールシートで被う、土が	土地区画整理事業では、道路計画や換地設計に基づき土地を再編していくことから、従前地との間に隙間ができ、事業により管理をしている状況で、草刈りにより対応するほか、長期間管理する場合には、防草シートを敷設するなどで対応しております。 また、自治会などにより管理をしていただいている土地もあります。 地域の参加を得て維持管理をする方法については、それぞれの地区	進め方方針への反映は行いません。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	見えたままの空き地がいくつかあります。 雑草成長期は年々刈込回数が減り大変です。 ３，４０年もそのままはそこに暮らす住民は世代が変わってもたまりません、このような部分は内容を見極めれば道路延伸工事進行の時期、費用とも妨げずに取り掛かれるのではないでしょうか。 行政だけで進めるのではなく、市民のアイディアや参加を募り実作業を行えば工事進行と並行で実行できるのではないでしょうか。 最近は住民の世代交代、新たな地域住民が増えている様子です。 住民には専門的知識や市民活動に理解と積極的な人々も増えていると思われます。 学校、施設、様々な人々に呼びかけともに実活動、作り上げる作業は地域コミュニティへの一助と、何より子供の安全な遊び場確保や早急な自然環境負荷経緯減の一助にもなろうかと思うのは飛躍しすぎでしょうか？ 取り掛かれる地区の選定を含め早期実行のご検討お願いいたします。 追記：工事までの短期小面積空き地について 以前、豊田？辺で工事着工までの数年間でしたがコスモスの種が小さな区画いっぱいにまかれ開花時期には周辺住民の親子連れや高齢者デイサービスレクのグループが訪れておりました。 花を摘むも良しでかくいう私も楽しみに通いました。 投稿者地区にも路面に面して初夏から夏、柵を超えて覆うように伸びる雑草対策にさせて頂けるでしょうか。 見通しが悪くせめて通り道側だけでも同様な行為を認めていただきたくついでながらお願い申し上げます。（種、作業は自身がいたします）	ごとの特性により検討してまいりますので、個別にご連絡いただけるようお願いします。	
19	総点検として、３０年かかっても 67%しか進めることの出来ない区画整理事業の原因を、バブルの崩壊に責任転嫁するのは行政を預かる長としての自覚が全く感じられない。 これまで漫然と進めてきた責任を取ってもらいたい。 その事を抜きにして、さらに 30 年もかけて事業進めるということは、承知できません。	事業長期化の要因につきましては、バブル経済崩壊後の社会経済情勢の変動や人件費・資材費の高騰といった外部環境の変化に加え、事業開始当初に事業費を抑制するための設計見直しに時間を要したことなどが複合的に絡み合った結果であると認識しております。 その上で、外部環境の変化以外の長期化要因として、市としては以下の 2 点であると考えております。	事業長期化の内部要因の説明が不十分であったことから、進め方方針に①「事業対象地の特性」及び②「事

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	市税を１７億円に増やして、計画道理に進め事業が完成させると言うが、出来る保証がないのが現状ではありませんか? 事業の見直しを行う時ではないでしょうか。 とくに西平山地域の下水道事業の整備を最優先的に行う時ではありませんか。 30 年も待っても一歩も進まないのは、市制の運営を持つ行政の責任として自覚がないと言わざるをえません。	一つ目は、事業対象地の特性とまちづくりの手法に由来するものです。現在施行中の 4 地区は、いずれも、日野市内外を広域に結ぶ交通ネットワークとしての、日野バイパスや多摩都市モノレールの経路にあたり、その周辺には道路や下水道など生活インフラが脆弱な市街地が広がっていたことから、単に用地買収による整備ではなく、面的に整備を要する状況でした。道路整備や市街地整備を一体的に進めるという都市計画上の要請から、施行地区を広く設定することが必要でした。加えて、その多くが既成市街地であり、権利者の皆様との合意形成や建物移転等に多くの時間を要しました。これは、対象地が農地中心であった他の完了した土地区画整理事業と比較して、事業の難易度を著しく高める要因となりました。 しかし、日野バイパスや多摩都市モノレールの開通といった当時の市街化圧力の下、スプロール開発を防ぎ、安全・衛生的な生活環境を確保し、計画的な市街地整備を行う上では必要な措置であったと判断しております。 二つ目は事業計画の見直しを長期にわたり実施していなかったというものです。4 地区とも、平成初頭の事業着手当初に事業費を抑制するための見直しを行い、平成 10 年代前半までに現行の事業費となって以降、20 年程度事業費の見直しをしていませんでした。この間の人件費や物価の変動、造成方法や移転工法の変更による工事費等の変動が事業費に反映されてなかったことにより、限られた財源で事業を継続する中で進捗の鈍化につながってきたものと考えております。 このことから、「進め方方針」においては、定期的に事業費を見直し、区画整理だよりなどでお知らせしていくことと位置付けております。 今回の総点検の中では、事業費や事業期間の縮減ができないか、段階を追って検討を進めてきました。まず、現行の事業計画で位置付けられている道路一本一本について、幅員を縮小することや、碁盤の目ではなくもとの道路線形にあわせて変更することなどによって、費用削減ができないか検討をしましたが、事業開始当初に現道を生かして	業計画見直しの長期未実施」を追記します。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
		大幅に見直しをしていたことから、一層の縮減余地はないとの結果となりました。 　次に、実現可能な整備工程の検討と合わせて、事業期間を短くするため、年間の移転・整備ボリュームを増やすことも検討しましたが、単年度の事業費や借り入れなどの負担が大きくなり事業収支が成り立たず、また、年間実施可能な工事施工量に限りもあることから、極端な事業期間の短縮ができないとの結果となりました。 　残る合理化策として、まだ整備をしていないエリアを除外し、区域を縮小できないか検討をしました。事業期間が特に長くなる豊田南地区と西平山地区の未整備のエリアについて、土地区画整理事業を継続するコストと除外するコストを算出し比較しました。この検討では、区域の縮小が可能なエリアが抽出されましたが、総事業費として 27.8 億円、市負担額として 14.9 億円の削減効果、率にして総事業費の 1.4%、市負担額の 1.8%程度となりました。 　削減効果が限定的である一方で、縮小にともない、換地計画の変更や代替整備に伴う新たな手続きが必要となること、地区除外区域内外の権利者で意見の相違が生じ合意形成が極めて困難になることまた、土地区画整理事業区域内と除外された区域が隣り合って異なる整備水準で整備されることでまちとしての不連続性を生み、面的なまちづくりを目指す土地区画整理事業の目的を損なうなどのデメリットが想定されます。 　以上の点を総合的に勘案すると、限定的な事業費削減効果のために、地区除外を積極的に進めていく意義は大きいとは言えず、都市計画審議会での「まちづくりの連続性を担保するために本事業を完了させるべき」などの意見もふまえ、区域縮小（地区除外）という手法はとらず、事業を継続・完了させていく方針としました。 　市内で、下水道が整備されていないエリアは、土地区画整理事業の区域の未整備エリアが大部分を占めていることから、事業の長期化に対応して生活環境を改善するため、道路整備に当面着手しないエリア	

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
		において、下水道を優先して整備できるよう技術的・費用的な検討を進めていきます。 土地区画整理事業による道路などの整備効果は、広く面的・一体的に整備される事業であることからも、地区内外にわたり広域的に効果が波及するものと考えております。 事業開始当初に、日野バイパスや多摩都市モノレールなどの基幹的なインフラ整備と、安全で快適な生活環境を確保する下水道や区画道路の整備を面的に一体的に進めるという目的のもと、都市計画事業として認可を取得した事業として、その目的を達成するために、関係する住民の皆様のご負担をできる限り少なくしながら、責任をもって事業を完了させてまいります。	
20	39 号の区画整理だより を拝見いたしました。 後期の見直しが 2028 年からとのことですが、 ・見直しの開始が 2～3 年後からとは理解できません。 これまで 25 年くらいの間、見直しがなく来ております。 理由は何でしょうか？予算が無いことは説明になりません。 区画整理の面積は決まっているわけだから、図面も決まっている事だから、未だ 2～3 年あとの見直しの開始は通用しません。 予算不足で具体的な説明がなぜないのですか？決まったことをやるのに予算が無い理由としては通用しないです。 1 ヶ月あれば十分でしょう！元の計画は生かされませんか？ 公共事業？になるから皆さん我慢しているのです。 これが民間だったら犯罪と言われても仕方ない裁判ものでしょう。 ・初めの予算から 25 年も遅れて、この物価高になってしまったことは物価高の差額はどれぐらい出ましたか？ このことは、例えば、個人的な不動産を 25 年前買った時からと、2028～の時の工事費の高くなった費用は誰の責任ですか？ 公的な役所仕事で担当者の怠慢でしょう！ 自分の事に置き換えて考えたら解ります。	土地区画整理事業では、道路整備をするにあたって、対象となる土地・建物を順次玉突きで移転してもらいながら進めていく必要があります。エリアごとに、移転年度の数年前から説明・協議させていただき、引っ越しや建て替えの準備を始めてもらっていることから、移転棟数や事業の規模を急激に拡大することは困難です。 現在、各地区とも令和 9 年度までの重点的に整備する箇所の道路整備・建物移転を、権利者の皆様のご協力をいただきながら進めております。令和 8 年度下半期に、事業完了までの 5 年～10 年程度単位でのスケジュールを説明させていただくとともに、令和 10 年度からの移転対象エリアに該当する方に移転・整備説明会を開催させていただき、1 年単位でのスケジュールを提示し、移転の準備・協議を始めていただくことを考えております。 また、今回の総点検では、実現可能な整備工程の検討と合わせて、事業期間を短くするため、年間の移転・整備ボリュームを増やすことも検討しましたが、単年度の事業費や借り入れなどの負担が大きくなり事業収支が成り立たず、また、年間実施可能な工事施工量に限りもあることから、極端な事業期間の短縮ができないとの結果となりまし	進め方方針への反映は行いません。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	絶対起こりえないです。裁判ものでしょう！ ・予算が無いので先送りする事と、何とか国からでもお金を借りて工事を済ませるのと比較してください！ 金利の方が物価の値上がりより安いと思います。 テレビ番組でも良く取り上げられるような見苦しい内容だと思いませんか？本当に困っております。何とかしてください。 宜しくお願い申し上げます。	た。 土地区画整理事業の財源の一つである国・東京都からの補助金についても引き続き最大限確保しつつ、借り入れなども活用して資金調達に努めるとともに、定期的に資金計画を見直し、安定した事業運営に取り組んでまいります。	
21	・豊田南地区の区画整理事業は着手してから相当の年月が経過しているが、あと何年かかるのか？年月がかかっている要因は何か？その対応策についてなど住民に説明が必要ではないか？ ・豊田駅南口から南下する道路は風の強い日は歩行が難渋します。対策として、道路の両端に街路樹を植えたらどうですか？	豊田南土地区画整理事業について、再整理した事業工程では、完了時期を令和 50 年度と見込んでおり、事業が長期化している要因や今後の対応策を「進め方方針」にて取りまとめております。令和 8 年度下半期以降に説明会を開催し、「エリア別の整備スケジュール（案）」などをお示しする予定です。 当面の間、権利者の生活に必要な道路の整備・建物移転などを優先して実施していくことから、街路樹などの整備の検討段階において参考とさせていただきます。	進め方方針への反映は行いません。
22	①私は市内に住所を有するものです。私の意見について、 一、全体として事業計画と施行段階でどう完成させるのかの資金的根拠が不明確なまま進めてきたことが遅れてきた原因ではないでしょうか。今後は、期限を設けて目標達成を目指すなら、行政が責任を果たすようならまず具体的にどこに問題があるのか、明らかにすべきではないでしょうか。 二、豊田南区画整理事業の状況を指摘すると、以下の問題点が整理できます。1986 年より 2026 年までの 40 年間をどう評価するか、2016 年にはすでに終わっている筈が今後 40 年間も事業の継続が必要で約 30%の残存未整備部分に莫大な資金が必要だという訳ですか。いままでを総括し反省点や良かった点、今後どうするかをこれから関係者と相談してから具体化するというように聞こえているところであります。以下は行政にお願いしたいこととして。 ②豊田南区画整理事業の問題点についての意見	事業長期化の要因につきましては、バブル経済崩壊後の社会経済情勢の変動や人件費・資材費の高騰といった外部環境の変化に加え、事業開始当初に事業費を抑制するための設計見直しに時間を要したことなどが複合的に絡み合った結果であると認識しております。 その上で、外部環境の変化以外の長期化要因として、市としては以下の 2 点であると考えております。 一つ目は、事業対象地の特性とまちづくりの手法に由来するものです。現在施行中の 4 地区は、いずれも、日野市内外を広域に結ぶ交通ネットワークとしての、日野バイパスや多摩都市モノレールの経路にあたり、その周辺には道路や下水道など生活インフラが脆弱な市街地が広がっていたことから、単に用地買収による整備ではなく、面的に整備を要する状況でした。道路整備や市街地整備を一体的に進めるという都市計画上の要請から、施行地区を広く設定することが必要でした。加えて、その多くが既成市街地であり、権利者の皆様との合意形成や建物移転等に多くの時間を要しました。これは、対象地が農地中	事業長期化の内部要因の説明が不十分であったことから、進め方方針に①「事業対象地の特性」及び②「事業計画見直しの長期未実施」を追記します。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	豊田南口開発整備、一号公園の整備、豊田 4 丁目のたぬき公園附近の防災対策の緊急性に鑑みること、ねぐるみ坂の 6 メートル道路と一方通行の見直し、3･3･2 号線の堀ノ内・豊田の完成と交通災害対策（小学生の通学路の安全策）、善生寺・若宮神社・寺坂・豊小・老人と子供の福祉・教育と 3･4･15 号線（都道 16m）計画は豊田地区の歴史的聖地であり単なる通過点を確保するにすぎない都道を建設するために多額の金をつぎ込むだけでなく、15 代・16 代天皇を祭神として、子供の幸せ祈る場、善生寺は江戸幕府直属の役人が自らの息女を葬るための寺として創建された寺の墓地を壊すだけでなく若宮社の鳥居（祭神を祀る大切な参道の入口の印）を遮るような行為を施すような 3･4･15 号都道を新設することは問題でしょう。 ③豊小をはじめ善生寺・若宮社を含めてこの地域は静けさが必要として環境・騒音・振動・短時間豪雨・台風などの対策が特に求められる地域であることから、当初計画に固執せず費用面を含めて最低限に必要な計画と資金と期間の短縮を切にお願いするものであります。	心であった他の完了した土地区画整理事業と比較して、事業の難易度を著しく高める要因となりました。しかし、日野バイパスや多摩都市モノレールの開通といった当時の市街化圧力の下、スプロール開発を防ぎ、安全・衛生的な生活環境を確保し、計画的な市街地整備を行う上では必要な措置であったと判断しております。 二つ目は事業計画の見直しを長期にわたり実施していなかったというものです。4 地区とも、平成初頭の事業着手当初に事業費を抑制するための見直しを行い、平成 10 年代前半までに現行の事業費となって以降、20 年程度事業費の見直しをしていませんでした。この間の人件費や物価の変動、造成方法や移転工法の変更による工事費等の変動が事業費に反映されてなかったことにより、限られた財源で事業を継続する中で進捗の鈍化につながってきたものと考えております。 このことから、「進め方方針」においては、定期的に事業費を見直し、区画整理だよりなどでお知らせしていくことと位置付けております。 都市計画道路は、市施行 4 地区それぞれで道路の将来管理者と協議し、用地確保や道路築造など事業において実施する項目を事業計画に位置付けています。広域的な交通の流れを考慮して決定されていることから、見直しにあたっては市内外の交通ネットワークや交通量をふまえた検討が必要となります。今後、都市計画の見直しが必要となった場合は、事業においても所要の対応をしてまいります。	
23	西平山区画整理事業に携わる市職員、公社職員、審議委員の皆様、西平山地区の事業では大変お世話になっております。 ここ近年、資材、労務費等の単価が大幅に高騰しており、事業が遅れぎみになり、大変心配しております。 その中で国道 3.3.2 号線の早期開通と全体の事業が無事終了する事を願っております。 尚、私事ですが、現在農業を営んでおります。が、区画整理の移転先が早期に終了しないと若い人達が農業に転出する事が出来るか、大変心配	日 3・3・2 号線（日野バイパス延伸）について、国からは予算が確保され次第順次整備に着手する旨の説明があり、土地区画整理事業においても早期開通に向け、権利者の皆様のご協力をいただきながら用地確保を着実に進めているところです。 今回の総点検では、事業工程の再整理と事業費の再算定を行い、事業完了までの資金計画を検証し、事業完了への道筋を明確にするため、今後の「進め方の方針」を取りまとめました。 令和 8 年度下半期に事業の進め方に関する説明会を開催し、エリア	進め方方針への反映は行いません。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	しております。 農耕地として利用するには、一定以上の面積がどうしても必要です。 （機械の使用、消毒等の一連の作業） 以前から何回もお願いしておりましたが、重ねてお願いする次第です。	ごとの整備スケジュールを提示したうえで、移転・整備のタイミングを見据えた生活設計ができるよう個別にご相談を承る予定です。	
24	西平山地区の地権者です。 当初計画から元号も 2 回ほど変わってしまっている状況下、計画全体の見直しも必要ではないでしょうか。 地権者の方々のうち何人の方が換地を望んでいるのでしょうか。反対の方々が多い地域に関しては換地計画を取り止める等の英断も必要ではないでしょうか。 2058 年の完了では現実的な計画とは思えず、なぜにそこまで換地処分を全地域で実施しなければならないのか疑問です。 現に不便を感じている地権者は何人ぐらいいるのでしょうか。 またそれは地域住民の何％ぐらいなのでしょうか。 何十年も待たされている地権者が納得できる数字のご提供をお願いいたします。	今回の総点検の中では、事業費や事業期間の縮減ができないか、段階を追って検討を進めてきました。まず、現行の事業計画で位置付けられている道路一本一本について、幅員を縮小することや、碁盤の目ではなくもとの道路線形にあわせて変更することなどによって、費用削減ができないか検討をしましたが、事業開始当初に現道を生かして大幅に見直しをしていたことから、一層の縮減余地はないとの結果となりました。 次に、実現可能な整備工程の検討と合わせて、事業期間を短くするため、年間の移転・整備ボリュームを増やすことも検討しましたが、単年度の事業費や借り入れなどの負担が大きくなり事業収支が成り立たず、また、年間実施可能な工事施工量に限りもあることから、極端な事業期間の短縮ができないとの結果となりました。 残る合理化策として、まだ整備をしていないエリアを除外し、区域を縮小できないか検討をしました。 事業期間が特に長くなる豊田南地区と西平山地区の未整備のエリアについて、土地区画整理事業を継続するコストと除外するコストを算出し比較しました。この検討では、区域の縮小が可能なエリアが抽出されましたが、総事業費として 27.8 億円、市負担額として 14.9 億円の削減効果、率にして総事業費の 1.4%、市負担額の 1.8%程度となりました。 削減効果が限定的である一方で、縮小にともない、換地計画の変更や代替整備に伴う新たな手続きが必要となること、地区除外区域内外の権利者で意見の相違が生じ合意形成が極めて困難になることまた、土地区画整理事業区域内と除外された区域が隣り合って異なる整備水準で整備されることでまちとしての不連続性を生み、面的なまちづくりを目指す土地区画整理事業の目的を損なうなどのなどのデメリット	進め方方針への反映は行いません。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
		が想定されます。 以上の点を総合的に勘案すると、限定的な事業費削減効果のために、地区除外を積極的に進めていく意義は大きいとは言えず、都市計画審議会での「まちづくりの連続性を担保するために本事業を完了させるべき」などの意見もふまえ、区域縮小（地区除外）という手法はとらず、事業を継続・完了させていく方針としました。 事業開始当初に、日野バイパスや多摩都市モノレールなどの基幹的なインフラ整備と、安全で快適な生活環境を確保する下水道や区画道路の整備を面的に一体的に進めるという目的のもと、都市計画事業として認可を取得した事業として、その目的を達成するために、関係する住民の皆様のご負担をできる限り少なくしながら、責任をもって事業を完了させてまいります。	
25	西平山区画整理事業に関して、相続等により売却を検討している地権者が増加傾向にあると認識しております。 公開情報ベースでも複数の売却希望地がありますが、例えば建蔽率や容積率の制限等により売却に苦戦しているという声を聞き、私の元にも購入を検討して欲しいという相談が来ております。 年々人口が減少する日野市に少しでも人を呼ぶ込むためには産業の充実に加え、住環境の充実も必要な要素と考えられますが、認識相違でしょうか。 認識相違で無いのであれば「日野市まちづくり指導基準」等をもう少し柔軟な運用が出来るように変更すべきでは無いでしょうか。 例えば世帯数による事前協議の基準を近隣市町村並みに改善して欲しいです。	西平山土地区画整理事業の区域は、もともと都市計画（用途地域等）により容積率が 60%と指定されていたところが、土地区画整理事業の完了を見すえ容積率を 100%（第一種低層住居専用地域の場合）に引き上げられております。しかし、土地区画整理事業による道路整備が行われることが前提で容積率 100%としていることから、道路整備がされるまでの間、地区計画の制度により容積率を 60%に制限しております。 また、土地区画整理事業区域内において建築行為を行う際は、土地区画整理法第 76 条に基づく建築許可を得る必要があります。建築行為が土地区画整理事業に支障がないかどうか個別に確認をしており、整備時期が先になる土地については、個々の状況をふまえて対応しております。 土地区画整理事業は、計画的に区画道路を整備することで、乱開発を抑制し安全・安心な市街地を形成し、住みよい生活環境を整えるために実施している事業であり、ご指摘の通り住環境の充実につながる事業と考えております。 また、「日野市まちづくり指導基準」については、近隣他市と比べて特別厳しい基準であるとの認識はありませんが、関連法令の改正や	進め方方針への反映は行いません。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
		社会情勢の変化等により実情に合わなくなった基準については、必要に応じて適宜改正を検討しています。	
26	20 号日野バイパス延伸 期工事に同期して行われる日野区画整理事業の重点関連工事として、以下の整備を優先してもらいたい・日 3-4-24 号線の再開に伴い日 3-3-2 号線との交差点周辺の道路や下水道と都市ガス等公共インフラの拡張整備・上記地域で仮換地設計のままの区分地の早期仮換地決定・地権者や地域住民との個別相談等の推進による意見調整と早期の事業整備	日 3・3・2 号線（日野バイパス延伸）について、国からは予算が確保され次第順次整備に着手する旨の説明があり、土地区画整理事業においても早期開通に向け、権利者の皆様のご協力をいただきながら用地確保を着実に進めているところです。日 3・4・24 号線についても日 3・3・2 号線と一体となって地区内外の交通ネットワークを強化する道路であり、土地区画整理事業と連携して進めてまいります。 令和 8 年度下半期に、事業完了までの 5 年～10 年程度単位でのスケジュールを説明させていただくとともに、令和 10 年度からの移転対象エリアに該当する方に移転・整備説明会を開催させていただき、1 年単位でのスケジュールを提示し、移転の準備・協議を始めていただくことを考えております。	進め方方針への反映は行いません。
27	西平山区画整理事業について 本事業の対象地域にある自治会です。 当自治会は、本事業の対象地域に所在する立場から、当該事業の早期完成を長期間にわたり待ち望んできた経緯がございます。この段階で事業が中止、または大きく変更されることとなりますと、地域住民の生活設計や将来の見通しに影響が生じるおそれがあります。よって、本事業の施行内容については、計画どおり進めていただくことに賛同いたします。 一方、本事業の期間につきましては３３年を要する計画となっております。しかし、当該地域では高齢化が進行していることから、事業の完了を高齢の住民が見届けられないおそれがあり、地域として大きな懸念を抱いております。十分に検討された結果であることは承知しておりますが、可能な限り期間の見直しを行い、さらなる短縮をご検討くださいますようお願い申し上げます。実現性は不明ではございますが、例えば保留地を活用した民間企業の参入など、事業効率化につながる手法についても併せてご検討いただければ幸いです。 事業が長期化する中、整備着手の見通しが立たない状況が続くことで、	今般実施した事業計画の総点検では、事業工程を再整理し、事業費を再算定したほか、事業期間短縮や事業費の縮減を期待して、道路計画の見直しや区域の縮小などもあわせて検討しました。 その中では、道路計画の見直しや区域の縮小については、効果が限定的であったことから、事業認可を取得している区域と計画により、事業を完了させるとの判断をしたところです。 西平山地区については事業完了（令和 40 年度（2058 年度））まで 33 年を要する見込みとしておりますが、現場条件・施工実績や社会経済情勢等をふまえ、実現可能な最短の工程として組んだものですので、ご理解のほどお願い申し上げます。この工程をもとに事業を進める中でも、それぞれの整備エリアごとに合理的な整備・移転方法をその都度工夫して、できるだけ早期に事業が完了するよう努力してまいります。 また、令和 8 年度下半期に事業の進め方に関する説明会を開催し、エリアごとの整備スケジュールを提示したうえで、移転・整備のタイミングを見据えた生活設計ができるよう個別にご相談を承る予定です。	進め方方針への反映は行いません。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	自宅および土地に関する今後の計画が立てられない事態とならないよう、令和８年度下半期以降、事業完了までの整備スケジュールをご提示いただけるものと承知しております。この対応につきましては、ぜひ予定どおりお示しくださいますようお願い申し上げます。 なお、整備スケジュールの決定にあたり、下記の点につきまして実施およびご配慮いただきたく、併せて要望申し上げます。 ― 記 ― 1.生活道路の安全確保に向けた優先的な整備の要望について 区画整理において、日野バイパスおよび都市計画道路の整備を優先されている方針については理解しております。 しかしながら、豊田駅への通勤・通学路をはじめ、多くの住民が日常的に利用する幹線市道 11-35 号線等の生活道路につきましても、交通安全の観点から早急な整備が求められております。 つきましては、これら生活道路の安全性向上を図るため、優先順位を引き上げて整備を進めていただきますよう強く要望いたします。 2.スーパー等の生活利便施設の立地誘導の促進について 当地域で唯一のスーパーである「マックスバリュエクスプレス平山団地店」が、２月２０日をもって閉店する予定です。 立地条件や品揃えなど、さまざまな要因が背景にあるものと推測いたしますが、これにより当地域にはスーパーが一つもない状況となります。 当地域は高齢化が進んでおり、日常の買い物がさらに困難になることが強く懸念されます。住民の生活に直結する重要な課題であり、早急な対応が求められています。 つきましては、当地域にスーパー等の生活利便施設が早期に出店できるよう、区画整理事業の中で立地誘導を積極的に進めていただきますよう強く要望いたします。 3.反対者への対応と合意形成の促進について 区画整理の対象街区において、現行の計画に反対されている方がいるため、当該街区の整備が後回しとなっているように感じております。 その結果、早期の計画推進を望んでいる方々にとりましては、看過でき	1. 生活道路の安全確保に向けた優先的な整備の要望について 権利者の皆様のご協力をいただきながら基幹的な幹線道路である日野バイパス（日 3・3・2 号線）の用地確保を進めており、順次仮道の整備を行っております。また、生活に必要な幹線道路である日 3・4・15 号線や日 7・5・1 号線などでも、消防署豊田出張所付近の線形改良や日 7・5・1 号線との接続など順次整備を進めており、幹線市道 II -35 号線も含めた地域内の交通環境の改善につなげてまいります。 2. スーパー等の生活利便施設の立地誘導の促進について スーパー等の商業施設が立地しうるエリアは、都市計画（用途地域）により、日野バイパス（日 3・3・2 号線）など都市計画道路の沿道に限られています。商業施設の立地を誘導することができるよう、日野バイパス（日 3・3・2 号線）の早期開通に向けて、権利者のご協力をいただきながら用地の確保を進めるとともに、生活利便施設が立地しやすくなるような沿道街区の土地利用のあり方を検討し、必要に応じて事業計画を見直すなどの対応を検討してまいります。 3. 反対者への対応と合意形成の促進について 土地区画整理事業では、建物を玉突き状に移転していただき、順次道路の整備をしていくため、移転の順番や補償などについて、丁寧に説明をさせていただいております。 移転にあたって権利者の皆様の生活に大きな制約や負担を与えることになることから、引き続きご理解ご協力をいただけるよう権利者の生活に寄り添って丁寧に協議を重ねてまいります。	

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	ない状況にあり、地域の近隣関係にも支障が生じているのが実情です。この状況を解消するためにも、これまでも丁寧に協議を重ねていただいているものと認識しておりますが、必要に応じて第三者（専門家・調停者）を介した調整についてもご検討いただき、早期の合意形成が図られるよう強く要望いたします。		
28	今回の資料「市施工４地区土地区画整理事業の今後の進め方方針（概要版）を元に意見します。 ◇P1 の本資料の位置づけ部分について その記載の前にこの４地区の事業が当初計画期間からこんなに長期化した原因、要因について市は、どこにあると整理されていますでしょうか？（外的要因、市としての問題、やり方等） ◇P2 の５つの方針を掲げて責任をもって事業を確実に完了に導きますと述べていますが今までも当初計画から計画変更や事業費見直しを繰り返してきているように、長期になればなるほど先の見通しは、分かりませんので、このような事業は、外部要因リスク、内部リスクがある前提で、起きてもその事態に影響されない位の計画が前提であり、日野市は、今まで３回（平成１０年、２０年、令和２年）財政非常事態宣言をしていたりと、他市と比べても異常な市にも関わらず、今回の計画からは、責任ある裏付け内容が十分でないように感じますので、私は、 ●抜本的に完了させる範囲を縮減し、たとえば、主要幹線部分とその周囲等に限定し早期の収束すること。 ●さらに、それ以外は、既存の道路や住宅等はそのままとして、下水道整備のみを行うこと。 ●また、公共施設等のためにすでに先行取得している私有財産を早期売却し、今までから今後続く毎年の利子負担年１億弱の支払いを今すぐ改善すること。 ●その後の公共施設等の計画は、公共施設総合管理計画の中で再検討すること。 そうすることで、地区住民の個々の課題への対応が早期に解消する。 **◇P３の方針①について**	事業長期化の要因につきましては、バブル経済崩壊後の社会経済情勢の変動や人件費・資材費の高騰といった外部環境の変化に加え、事業開始当初に事業費を抑制するための設計見直しに時間を要したことなどが複合的に絡み合った結果であると認識しております。 その上で、外部環境の変化以外の長期化要因として、市としては以下の２点であると考えております。 一つ目は、事業対象地の特性とまちづくりの手法に由来するものです。現在施行中の４地区は、いずれも、日野市内外を広域に結ぶ交通ネットワークとしての、日野バイパスや多摩都市モノレールの経路にあたり、その周辺には道路や下水道など生活インフラが脆弱な市街地が広がっていたことから、単に用地買収による整備ではなく、面的に整備を要する状況でした。道路整備や市街地整備を一体的に進めるという都市計画上の要請から、施行地区を広く設定することが必要でした。加えて、その多くが既成市街地であり、権利者の皆様との合意形成や建物移転等に多くの時間を要しました。これは、対象地が農地中心であった他の完了した土地区画整理事業と比較して、事業の難易度を著しく高める要因となりました。 日野バイパスや多摩都市モノレールの開通といった当時の市街化圧力の下、スプロール開発を防ぎ、安全・衛生的な生活環境を確保し、計画的な市街地整備を行う上では必要な措置であったと判断しております。 二つ目は事業計画の見直しを長期にわたり実施していなかったというものです。4 地区とも、平成初頭の事業着手当初に事業費を抑制するための見直しを行い、平成 10 年代前半までに現行の事業費となって以降、20 年程度事業費の見直しをしていませんでした。この間の	事業長期化の内部要因の説明が不十分であったことから、進め方方針に①「事業対象地の特性」及び②「事業計画見直しの長期未実施」を追記します。

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	提示しているデータは２０２０年までの過去で、一番大事な今後何十年の社会情勢（人口動態、高齢化率、生産年齢人口、人口密度、税収効果等々）について国内、日野市についての予測データを記載すべき。 **◇P４の方針②について** ここでの工期延伸や事業費増額を見たとき、今までからの計画がどうだったのかを問われる中味になっていると感じます。 確認では、４地区の当初計画期間と事業費は以下 豊田南　S61（１９８５）年～S69（１９９４）年　　２６２億 万願寺第二　平成３（１９９１）年～平成１１（１９９９）年２１０億 東町　　平成４（１９９２）年～平成１２（２０００）年　１６８億 西平山　平成４（１９９２）年～平成１４（２００２）年　３８９億 以上で開始し、それぞれ事業期間を何回も延伸したり、事業費の増額も行って、今回の資料で、中でも、豊田南（４０年）、西平山（３０年）は、失礼ですが、無責任きわまりない計画のように見えます。 また、上記の時期は、バブル崩壊後豊田南地区の整備が終わっていないにも関わらず、立て続けに３地区の事業開始をしていることが、今の長期化の大きな原因と私は感じます。 市の事業計画に対する見通しの無さや計画がていを成していない事を露呈している現状であり、また、市の判断にも大きな原因、課題があった結果の今の長期化であり、是非、早期に完了することを責任もって出来るレベルにすべきと要望します。 資料でも区域の縮小について検討を行いましたが、面的な整備・合意形成等を進める上でデメリットが大きいため、当初計画通りの区域で事業を完了させると記載がありますが、市民に分かるようにデメリットの中味の詳細を示していただければ助かります。 **◇P５の方針②について** 事業範囲を縮減を提案します。 **◇P６の方針②について** 市の財源確保の見通しの裏付けが不明確と言わざるを得ない。今でも、市は去年まで財政非常事態でその解除でやらなくてはならない事業や公	人件費や物価の変動、造成方法や移転工法の変更による工事費等の変動が事業費に反映されてなかったことにより、限られた財源で事業を継続する中で進捗の鈍化につながってきたものと考えております。 　このことから、「進め方方針」においては、定期的に事業費を見直し、区画整理だよりなどでお知らせしていくことと位置付けております。 　今回の総点検の中では、事業費や事業期間の縮減ができないか、段階を追って検討を進めてきました。まず、現行の事業計画で位置付けられている道路一本一本について、幅員を縮小することや、碁盤の目ではなくもとの道路線形にあわせて変更することなどによって、費用削減ができないか検討をしましたが、事業開始当初に現道を生かして大幅に見直しをしていたことから、一層の縮減余地はないとの結果となりました。 　次に、実現可能な整備工程の検討と合わせて、事業期間を短くするため、年間の移転・整備ボリュームを増やすことも検討しましたが、単年度の事業費や借り入れなどの負担が大きくなり事業収支が成り立たず、また、年間実施可能な工事施工量に限りもあることから、極端な事業期間の短縮ができないとの結果となりました。 　残る合理化策として、まだ整備をしていないエリアを除外し、区域を縮小できないか検討をしました。事業期間が特に長くなる豊田南地区と西平山地区の未整備のエリアについて、土地区画整理事業を継続するコストと除外するコストを算出し比較しました。この検討では、区域の縮小が可能なエリアが抽出されましたが、総事業費として 27.8 億円、市負担額として 14.9 億円の削減効果、率にして総事業費の 1.4%、市負担額の 1.8%程度となりました。 　削減効果が限定的である一方で、縮小にともない、換地計画の変更や代替整備に伴う新たな手続きが必要となること、地区除外区域内外の権利者で意見の相違が生じ合意形成が極めて困難になることまた、	

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	共施設等管理費用を削減してきた市であり、是非、影響がでない範囲で、余力がどうなのかを分かるようにして頂ければ理解も深まります。 **◇P７の方針③について** 地権者だけでなく、市民全体の皆さんへも最低行うべき。 地権者もこの事業を進めた責任を自覚し、こんなに長期化による、市民への財政負担をかけている責任を多少なりとも感じて頂き、今後の事業に対する主張をするように、また、権利者個々の要求についても、市民と共有し、対応可否も含め、対応策について検討するような進め方にすべきである。 くれぐれも、市と地権者間だけでの決定による進め方は、しないよう要望します。 **◇P８の方針④について** 下水道の先行整備については、市民全体の下水道事業財政に影響しないように効率的な、計画と費用削減につながる前提での工事計画を基本に、それ以外の対応については、地権者の自己負担かつ区画整理予算の中での対応を徹底することを強く要望します。 **◇P９の方針⑤について** 財政も潤沢かつ社会情勢としても問題がない将来が見通せる前提であれば、理想の効果ですが、そこがそうならないと私は、今後の社会情勢や日野市の財政等を想像しますと、今まで出来なかったということは、これからはさらに社会情勢（人口減、高齢者人口増、生産年齢人口減、物価高騰、人手不足による人件費増等々）がむずかしい事態になることを前提に再検討すべきと進言します。 また、今後、人口減少が止まらない日本（東京は転入増ですが、それも今後？）としては、近い将来に向けて、スマートシュリンクという考えを基本に準備すべき時でもあり、従来の発想でのまちづくり（今回の計画）の見直しを検討する一歩にさらに、施行地区住民への効果も理想であり、日野市内では、その理想でない地域の住民も沢山いますので、その事も踏まえ、他の市民生活に影響しない事を前提に、余裕財源の範囲で計画してください。	土地区画整理事業区域内と除外された区域が隣り合って異なる整備水準で整備されることでまちとしての不連続性を生み、面的なまちづくりを目指す土地区画整理事業の目的を損なうなどのなどのデメリットが想定されます。 以上の点を総合的に勘案すると、限定的な事業費削減効果のために、地区除外を積極的に進めていく意義は大きいとは言えず、都市計画審議会での「まちづくりの連続性を担保するために本事業を完了させるべき」などの意見もふまえ、区域縮小（地区除外）という手法はとらず、事業を継続・完了させていく方針としました。 市内で、下水道が整備されていないエリアは、土地区画整理事業の区域の未整備エリアが大部分を占めていることから、事業の長期化に対応して生活環境を改善するため、道路整備に当面着手しないエリアにおいて、下水道を優先して整備できるよう技術的・費用的な検討を進めていきます。 今後の人口動態や高齢化の状況などは、将来推計データなどから、2040 年まで総人口は維持されるものの、高齢化と生産年齢人口割合の減少が進むと予測しており、今後の持続可能な自治体運営のためにも、必要な財源確保をしていくべきと認識しています。 この状況に対応するため、人口バランスを維持するためにも、暮らしやすく選ばれる住宅地を形成していく必要があり、土地区画整理事業による良好な市街地整備もその一つの施策となります。事業運営に必要な財源も確保しつつ、将来の歳入・財源確保のための投資として、本事業を進めてまいります。 土地区画整理事業による道路などの整備効果は、広く面的・一体的に整備される事業であることからも、地区内外にわたり広域的に効果が波及するものと考えております。	

項番	投稿内容	市の考え方	素案への反映
	主要幹線以外の住宅地内の道路幅を縮減して、移転箇所等を少なく出来れば、工事費の削減に繋がる？ **◇P１０のおわりにについて** ●一番目土地区画整理事業はについて当初の計画は、記載のとうりと思いますが、今までこんなに長くしても完了しない事を踏まえ、かつ今後の社会情勢や日野市の財政等を見通すと再検討すべきである。 ●２番目事業完了のための市は、長期的な必要な財源確保しとありますが、３回も財政非常事態宣言をする市には、言うだけで裏づけがほとんど見えません。 ●３番目権利者の皆様の生活にも配慮した事業としていきますとありますが、早期に実現見通しが出来る事業へ再検討すべきである。 最後に　追加として資料「市施行４地区区画整理事業の進め方方針（素案）について記載されている以下について意見します。 ３．２、　方針②　事業を確実に完了させるための事業行程と費用の確保について P２４　　３．２．４　今後解決するべき課題について 市の見解を述べていますが、何回も当初計画から事業費を増額して、その結果、財政非常事態を繰り返し、その結果、今回の計画になっている事をみれば、課題は都市計画税についての税率改定を取り上げる話でなく、そもそもの区画整理事業計画の問題であり、その責任と反省がなく、すべての市民に影響するような税負担を取り上げるのは、二の次でありまず、安定財源は、市の区画整理課以外の全体の事業への影響がない範囲で余力財源が、安定財源であり、その財源が長期的にあれば、その財源で事業が継続出来るが、無ければ、その財源を自ら捻出しない限り継続しませんのでその覚悟と責任で取り組んで頂くことを節に期待します。 以上　　今回のすべての資料まで拝見出来ず、また確認も十分出来ず、時間もない中で市民の一人として、機会を頂きましたので自分ができることを述べさせて頂きました。 失礼なところがありましたらごめんなさい。よろしくお願いします。	事業開始当初に、日野バイパスや多摩都市モノレールなどの基幹的なインフラ整備と、安全で快適な生活環境を確保する下水道や区画道路の整備を面的に一体的に進めるという目的のもと、都市計画事業として認可を取得した事業として、その目的を達成するために、関係する住民の皆様のご負担をできる限り少なくしながら、責任をもって事業を完了させてまいります。	